

**改正**

平成13年12月14日規則第15号

平成21年10月5日規則第13号

令和元年12月3日規則第15号

令和3年4月2日規則第4号

令和3年11月30日規則第10号

真鶴町総合計画審議会規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、真鶴町附属機関の設置に関する条例（平成12年真鶴町条例第4号）第3条の規定に基づき、真鶴町総合計画審議会（以下「審議会」という。）の組織、運営等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

**第2条** 審議会は、町長の諮問に応じて、真鶴町総合計画の策定その他その実施に関し必要な調査、評価及び審議を行う。

(組織)

**第3条** 審議会は、委員14人で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者について町長が委嘱する。

- (1) 公募により選考された町民 2人
- (2) 町教育委員会の委員 1人
- (3) 町農業委員会の委員 1人
- (4) 町の区域内の公共的団体に所属する者 6人
- (5) 学識を有する者 4人

(委員の任期)

**第4条** 委員の任期は、2年とする。ただし、再任することができる。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

**第5条** 審議会に会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会議を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

**第6条** 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

**第7条** 審議会の庶務は、政策推進課において処理する。

(委任)

**第8条** この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関して必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

#### 附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

#### 附 則 (平成13年12月14日規則第15号)

この規則は、公布の日から施行する。

#### 附 則 (平成21年10月5日規則第13号)

この規則は、公布の日から施行する。

#### 附 則 (令和元年12月3日規則第15号)

この規則は、令和2年2月1日から施行する。

#### 附 則 (令和3年4月2日規則第4号)

この規則は、公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

#### 附 則 (令和3年11月30日規則第10号)

この規則は、公布の日から施行する。